

参加規則（作成日：2022年2月16日）

【第1条】

参加者は、本イベントの開催趣旨に同意し、運転方法・整備状態・着用装具により、モーターサイクルが極めて危険なものとなりうることを認識しなければならない。

また、規則を守らなかったことに起因して起こった事故に対して、民事・刑事上の責任（損害賠償責任、業務上過失致死傷罪など）を負う場合があることを必ず理解しなければならない。

【第2条】

参加者は、参加申込書添付の「誓約書」の内容に同意の上、本人が署名・捺印し、開催日の受付までに主催者に提出しなければならない。（コピー、代理署名は認めない。）誓約書内に記載の内容不確認、印鑑、拇印による問題が発生した場合は、参加者が責任を負わなければならない。

【第3条】

参加者はこの走行会が、競争や競技ないし、タイムアタックやスポーツ走行ではないことを、絶対に理解しなければならない。（走行中は、必ず第5条と第6条の内容を遵守すること。）

【第4条】

参加者は主催者が指定する、自身の傷害保険に加入していなければ参加することはできない。

【第5条】

走行中は他の車両と接触しないように、自身の前方や並走車両との間に、前後左右の安全な車間距離を保って走行しなければならない。追い越しは、追い越す車両との車間距離2m以上確保し、特に前方のライダーを抜く場合、前方ライダーの進行方向と交差する抜き方は、接触する危険がある為に行ってはならない。その為、接触による事故は、基本的に追い抜く車両側に責任がある事を必ず理解していなければならない。

また、直線や高速コーナーでの車間距離不保持やスリップストリームの使用は、前車や前方の安全確保と安全確認、そして対応ができないことから厳重に禁止する。

【第6条】

走行前ミーティングには、走行する本人が全て参加しなければならない。（遅刻、早退、代理出席は認めない。）ミーティングでは、主催者及び施設からの走行方法やフラッグ説明、ならびに走行に関する注意事項などの、安全走行についての指導説明を受けること。また参加者は、参加規則はもちろん、その走行方法ならびにフラッグ説明、走行に関する注意事項を十分に理解して走行しなければならない。

【第7条】

参加者は、イベント開催中、主催者及び施設の注意事項を遵守するとともに、これらの指示に従わなければならない。他の参加者や当イベント関係者に対する暴言等の威圧行為や、暴力、イベントの続行を妨害する行為をしてはならない。

【第8条】

参加者は、本走行会で走行する車両の排気量に該当する、日本の各都道府県公安委員会が発行した有効期限内の運転免許証を所持（国際免許証で参加なさる方はパスポートと自国の有効期限内の運転免許証の呈示も必要）し、当日の受付時に主催者に呈示しなければならない。

【第9条】

本走行会は、排気量・車種・参加者の技量ならびに直線スピードの差等を考慮して、以下のクラスに分けて実施する。ただし、同時走行車両の台数が少ない場合、クラスの異なる車両を併走させることがある。

ハイパワークラス(H) 排気量 500cc 以上のリミッター無しスーパースポーツ車、2000 年以降に生産されたりミッター無しネイキッドの改造車等。

ミドルパワークラス(M) 500cc 未満の車両。または 1000cc クラスのリミッター付きスーパースポーツ車、

ノーマル・ノーマルに近い改造ネイキッド、1999 年以前に生産されたネイキッドの改造車、ツアラーなど。（500cc 未満の 2 サイクル車も、全てこのクラスとなります。）

チャレンジクラス(C) 初心者、またはそれに近い方、サーキットをゆっくり走りたい方限定のクラス。

（ハイパワー・ミドルパワー等の車両区分は問いません。）

【第10条】

基本的にチャレンジ・ミドル・ハイパワーでクラス分けを行うが、状況により、ミドルクラスにチャレンジクラス車両が、ハイパワークラスにミドルパワーの車両が混在することを承諾しなければならない。

【第11条】

参加者は、最低限の安全対策として、

- ①衝撃跡のない JIS 規格品と同等か、それ以上の性能を持つフルフェイスヘルメット
- ②破れやほつれが無い革製グローブ（軍手は不可）
- ③足首以上の高さでズボン裾から肌が露出しない革製ブーツ
- ④ほつれや破れのない革製スーツ

（ツーピース、セパレートタイプは上下がファスナーで連結できるタイプか、ズボン部はオーバーオール・サロペットタイプで、前屈姿勢で背中が露出しない物）を最低限使用しなければならない。

なお、自身の安全性確保のため、革製スーツについてはタイプを問わず MFJ 公認製品を使用することと、更なる安全性向上の為、脊椎パッド等のプロテクターや、エアバッグ付ベスト等を装着することを強く推奨する。最近では、転倒した際、胸部を圧迫負傷する事故が増えていることから、胸部についてもプロテクターの装着・着用を推奨する。

ライダーの安全は、ライダー自身が安全性向上に対して前向きに取り組むこと、すなわち、参加するライダーの安全運転と車両点検、そして安全装備の追及が、最終的に自分自身の安全性を高めるということを必ず理解して参加しなければならない。

【第12条】

参加者は、自身の身体の障害により正常な運転に支障をきたすおそれがある場合（眼鏡が必要なのに着用しない・負傷箇所や後遺症があり、運転に支障がある等）、妊娠中または健康状態に異常がある場合（疾病・睡眠不足・過労・二日酔い等も含む）に自身の安全は勿論、他の参加者の安全確保の為に走行してはならない。

【第13条】

① 参加者は、走行前や走行中に車両不良（ウォブルやチャタリングなどの異常振動、その他通常とは違う挙動やタイヤ滑り、制動不良、白煙、オイルや水漏れ、その他エンジントラブルなど）があった場合（該当するフラッグでも走行者に知らせる）は、ただちに走行を中断し（ピットまで戻らない）、コース横の安全な場所に停止すること。そして、正常な状態に戻してから走行しなければならない。

② もし、正常な状態に戻すことができない場合には、その走行が終わるまで停止した付近の安全な場所に待機すること。その走行が終了後にレッカー車等にて回収する。その後も車両が正常な状態に戻らない場合は、次の走行がある場合には参加してはならない。

③ 【重要事項】

液体漏れを知らせるフラッグが提示されているにも関わらず、尚、オイルや水漏れなどの車両トラブルを起こしたまま、走行を継続してピットまで戻った場合、場合により、本規則書の第1条項、並びに誓約書の第5項、第6項を適用する場合があるので、絶対に走行を続けないこと。

【第14条】

主催者並びに施設管理者は、第12条及び13条の理由により正常でない運転をおこなう走行車両を発見した場合は、安全確保の理由から、当該車両の走行を止める権利を有する。

【第15条】

参加者は、自走にて参加する場合には、イベント終了後に必ず各メーカー指定のタイヤ空気圧に戻して一般公道を走行しなければならない。また道路交通法を守って安全運転に努めなければならない。

【第16条】

上記に記載されていない事項が問題となる場合、あるいは規則内容に質疑や異義を生じた場合は、本走行会の趣旨と安全性の向上目的に照らし、主催者の解釈、判断をもって最終決定とする。